

第3回厚真町議会定例会説明資料

令和7年9月18日

目 次

厚真町教育委員会委員の任命について	2 頁
厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3 頁～4 頁
厚真町子ども・子育て会議設置条例の制定について	5 頁
厚真町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について	6 頁
町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）請負契約の締結について	7 頁～8 頁
財産の取得について	9 頁～16 頁
財産の取得について	17 頁～18 頁
令和7年度厚真町一般会計補正予算（第7号）について	19 頁～30 頁
北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について	31 頁
北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について	32 頁
北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について	33 頁

金 光 え り 氏 略歴

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

学 歴

昭和60年 3月 北海道教育大学旭川分校卒業

職 歴

自 昭和60年 4月 厚真町立厚真中学校教諭
至 平成 4年 5月

自 平成 6年 4月 胆振管内各小学校期限付教諭等を歴任
至 現在

公職歴等

自 平成12年 2月 厚真町学校給食センター運営委員会委員
至 平成20年 3月

自 平成29年10月 厚真町教育委員会委員
至 現在

厚真町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

本条例は、児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされております。

条例番号	見出し	内容
第1条	趣旨	児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。
第2条	定義	用語の意義を定める。
第3条	最低基準の目的等	利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障する旨を定める。
第4条	最低基準と乳児等通園支援事業者	事業者の最低基準を定める。
第5条	乳児等通園支援事業者の一般原則	事業者の一般原則を定める。
第6条	乳児等通園支援事業者と非常災害	事業者の非常災害に対する事項を定める。
第7条	安全計画の策定等	事業者の安全計画について定める。
第8条	自動車を運行する場合の所在の確認	事業所外での活動における利用乳幼児の所在の確認について定める。
第9条	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件	事業所の職員について定める。
第10条	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	事業所の職員に必要な知識及び技能の向上、研修の機会の確保について定める。
第11条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	社会福祉施設等を併せて設置する際の基準について定める。
第12条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	差別的な取扱いをしてはならないことを定める。
第13条	虐待等の防止	利用乳幼児に対して、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことについて定める。
第14条	衛生管理等	事業者が衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならないことを定める。
第15条	食事の提供を行う場合に備える設備	食事の提供に関して定める。
第16条	乳児等通園支援事業所内部の規程	事業者内部の規定（運営方針等の重要事項）について定める。
第17条	乳児等通園支援事業所に備える帳簿	事業所内における職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにするよう定める。

第 1 8 条	秘密保持等	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないことについて定める。
第 1 9 条	苦情への対応	苦情受付窓口や町からの指導や助言に従って必要な改善を行うことについて定める。
第 2 0 条	乳児等通園支援事業の区分	一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分について定める。
第 2 1 条	一般型乳児等通園支援事業設備の基準	一人当たりの面積や避難設備等の設備の基準について定める。
第 2 2 条	職員の基準	乳児等通園支援に従事する職員として研修を修了した者を置くことや配置人数について定める。
第 2 3 条	乳児等通園支援の内容	一般型乳児等通園支援事業の内容について定める。
第 2 4 条	保護者との連絡	保護者と密接な連絡をとり、事業の内容の理解及び協力を得るよう努めることについて定める。
第 2 5 条	余裕活用型乳児等通園支援事業設備及び職員の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業の設備や職員の基準について定める。
第 2 6 条	準用	必要な規定について定める。
第 2 7 条	雑則 電磁的記録	必要な規定について定める。

厚真町子ども・子育て会議設置条例の概要について

(1) 制定理由について

子ども・子育て支援法では、市町村が行う子ども・子育て支援に関する附属機関として「審議会その他合議制の機関」を条例で設置する努力義務が課せられています。

本町では、「子ども・子育て会議設置要綱（平成31年告示8号）」に基づき運用していましたが、任命の法的根拠を明確にし、委員の身分や報酬等の適正化を図るため条例制定するもの。

(2) 会議の設置目的（第1条関係）

子ども・子育て支援に関する施策を調査審議すること

(3) 委員（第2条関係）

委員は、7人以内とし、以下の者から町長が委嘱する。

- ・子どもの保護者
- ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・子ども子育て支援に関する学識経験のある者

(4) その他

本条例制定にあわせて、「厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例」の一部改正を行い、子ども・子育て会議委員を対象とした報酬額（日額9,500円）を規定します。

厚真町高齢者生活福祉センター条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
厚真町高齢者生活福祉センター条例 第1条～第2条 （略） （補完施設） 第2条の2 生活福祉センターに、その機能を補完する施設として次の施設を置く。 名称 <u>厚真町高齢者生活福祉センター（サテライト）</u> 位置 <u>厚真町字上厚真42番地1</u> （部門） 第3条 生活福祉センターが第6条の事業を行うために置く部門及びその名称は、次のとおりとする。 (1) 通所介護等部門 小規模多機能ホーム「ほんごう」・<u>サテライト型小規模多機能ホーム「かみあつま」</u> (2)～(3) （略） （定員） 第4条 生活福祉センターの定員は、次のとおりとする。 (1) 通所介護等部門 <u>29人以下</u> (2)～(3) （略） 第5条～第18条 （略）	厚真町高齢者生活福祉センター条例 第1条～第2条 （略） （部門） 第3条 生活福祉センターが第6条の事業を行うために置く部門及びその名称は、次のとおりとする。 (1) <u>通所介護等部門 小規模多機能ホーム「ほんごう」</u> (2)～(3) （略） （定員） 第4条 生活福祉センターの定員は、次のとおりとする。 (1) 通所介護等部門 <u>24人</u> (2)～(3) （略） 第5条～第18条 （略）

町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（上部工）

（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札回数
81,180,000	81,180,000	80,300,000	98.9	令和8年3月19日	1

指名業者一覧表

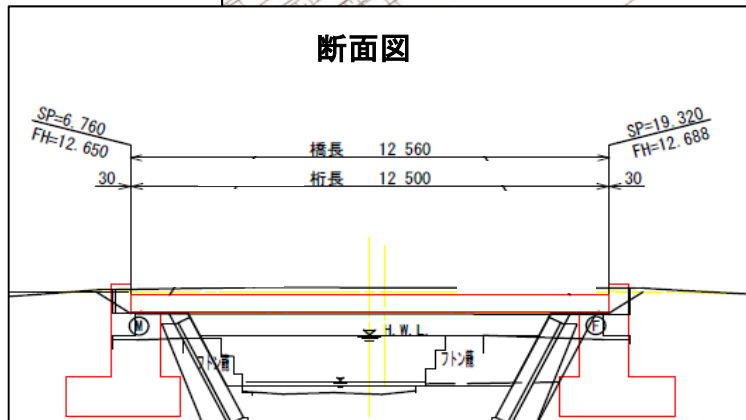
称号又は名称		主な営業 種目	営業年 数	従業員		本社	最近における工事実績（主なもの）		入札金額 （税別）
				総数	技術員		工事名	請負金額	
経常建設共同企業体	(株)丸博野沢組	土木工事	50	28	19	厚真町	北海道新幹線、官田高架橋外1箇所	269,404,000	73,000,000
	(有)沼田重機	〃	29	14	4	厚真町	町道豊沢共栄線道路舗装工事その2	14,650,000	
経常建設共同企業体	(株)山岡建設工業	土木工事	43	18	13	厚真町	穂別栄地区その3流域保全総合治山工事	133,738,000	73,300,000
	(株)曽我造園	〃	47	6	5	厚真町	普通河川本郷の沢河川岸補修工事	4,770,000	
経常建設共同企業体	(有)木本建設	土木工事	66	17	12	厚真町	宇隆2地区その6復旧治山工事ほか1工事	129,270,000	73,700,000
	(株)金谷造園	〃	50	9	8	厚真町	準用河川チカエツ川河岸補修工事	18,440,000	
経常建設共同企業体	北辰公業(株)	土木工事	61	13	11	厚真町	幌内2地区復旧治山工事	129,658,000	73,700,000
	(株)厚信電機	〃	42	56	44	厚真町	新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その4)	10,308,000	
経常建設共同企業体	森田産業(株)	土木工事	74	21	8	厚真町	林業専用道（規格相当）毘沙門線開設工事	50,264,000	73,500,000
	(株)今多建設	〃	55	15	11	厚真町	厚真浜厚真停車場線交付金A1(改築)工事外(補正繰越)	33,770,000	
	(株)佐藤組	〃	39	4	1	厚真町	林業専用道（規格相当）幌内栄支線開設工事	14,674,000	



町道軽舞豊丘線官光橋架替工事(上部工) 位置図



断面図



工事請負者: 丸博野沢・沼田経常建設共同企業体

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
工事概要	上部桁架設	1式	契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月19日
	支承工	1式	
	場所打地覆工	25m	
	舗装工	44m ²	
	護岸工	169m ²	
		80,300,000円	

買取型子育て支援住宅整備事業 財産取得に関する資料

(1) 事業概要

上厚真エコタウンにおける買取型子育て支援住宅整備に係る設計、施工を一括して行う事業者をプロポーザル方式において提案を募り、審査により優先交渉権者を選定し、業務内容等について基本協定で定め、設計及び調査を行い、設計成果について町の確認を経て、買取予定価格を定め、仮売買契約を締結する。その後、施工し、完成後に町の完成検査を経て、町が住宅を買取る事業である。

(2) 仮売買契約締結者

契約締結日：令和7年9月12日

契約相手方：大鎮キムラ建設株式会社

(3) 設計概要

①	施設整備場所	勇払郡厚真町字上厚真 18-1 の内
②	施設用途等	地域優良賃貸住宅（子育て支援住宅）5棟
③	規模・構造等	A棟 木造 平屋建 延床面積： 96.88 m ² B棟 木造 平屋建 延床面積： 81.98 m ² C棟 木造 平屋建 延床面積： 89.43 m ² D棟 木造 2階建 延床面積： 102.68 m ² E棟 木造 2階建 延床面積： 101.84 m ²

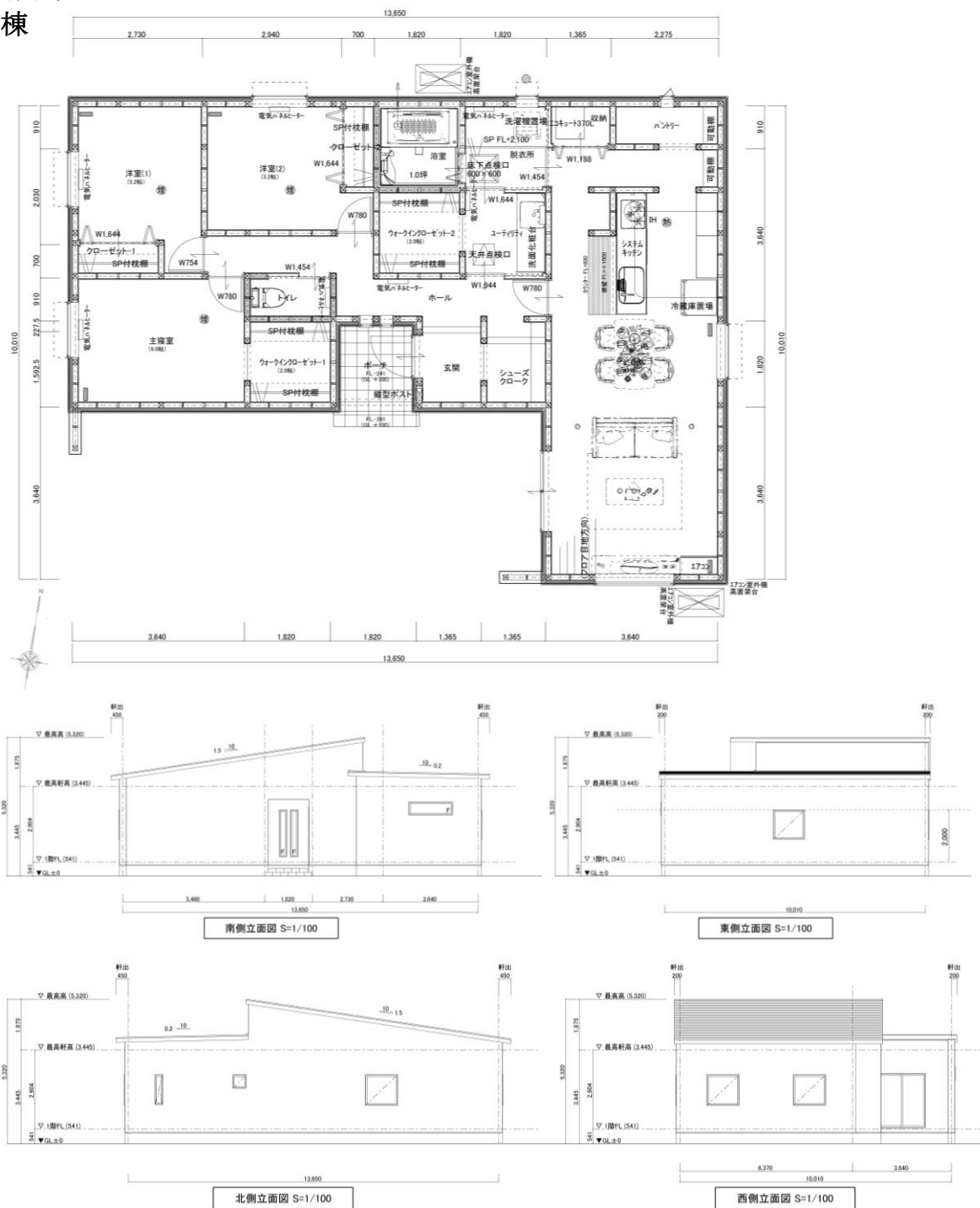
(4) 買取予定価格

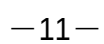
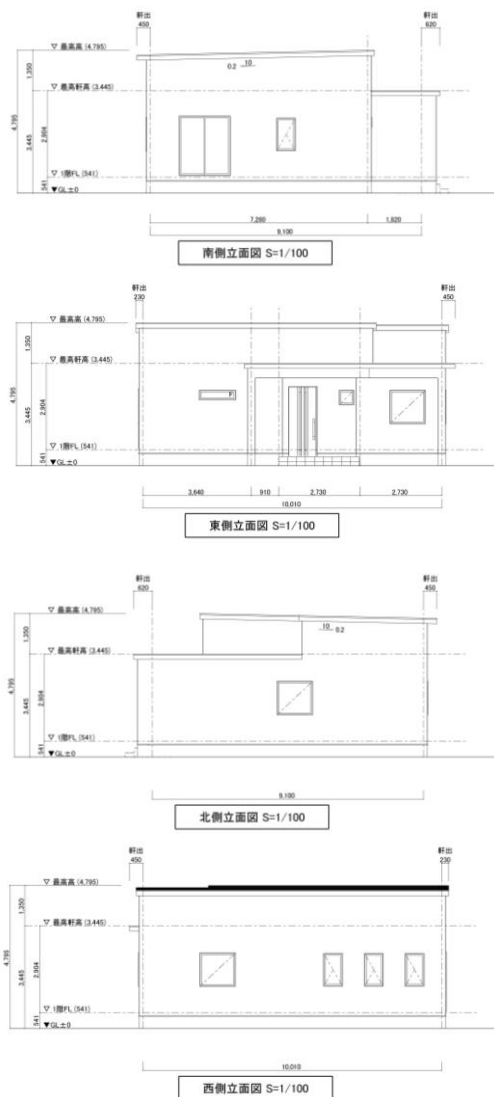
①	買取予定価格	155,595,000 円 (内、消費税相当額 14,145,000 円)
②	価格に含まれる内容	建築工事費一式、電気設備工事費一式、 機械設備工事費一式、外構工事費一式、 設計費一式、工事監理費一式

(5) 位置図

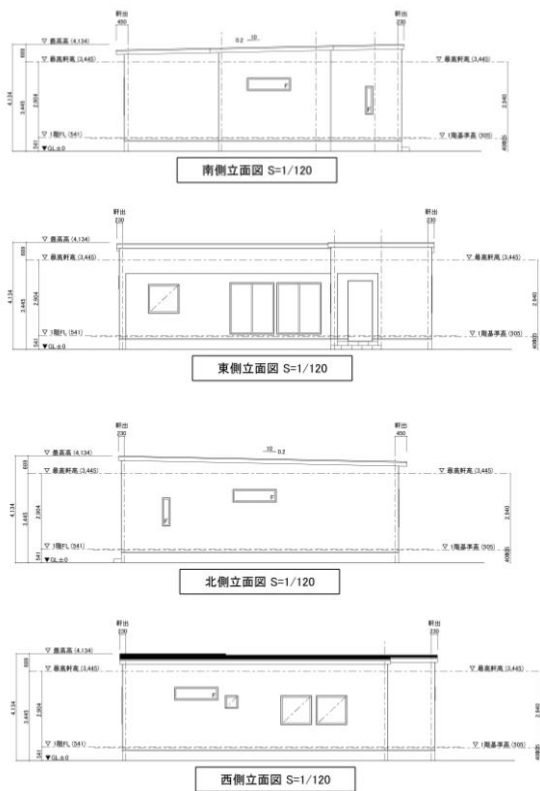
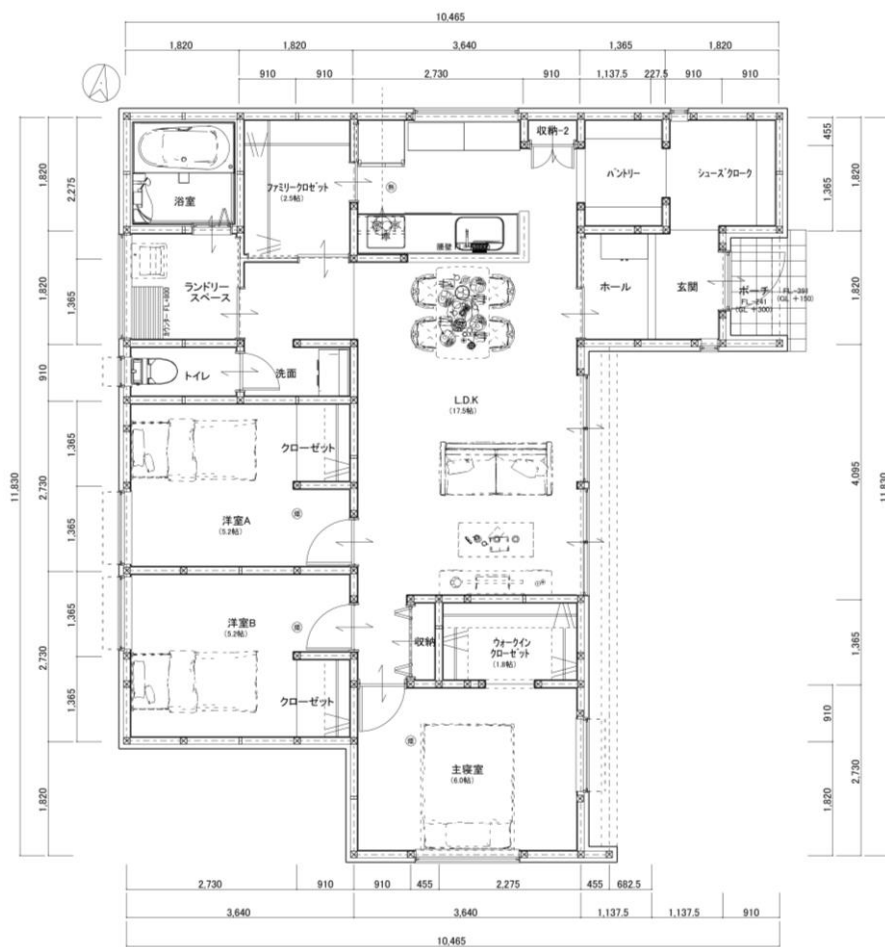


(6) 図面等
A棟

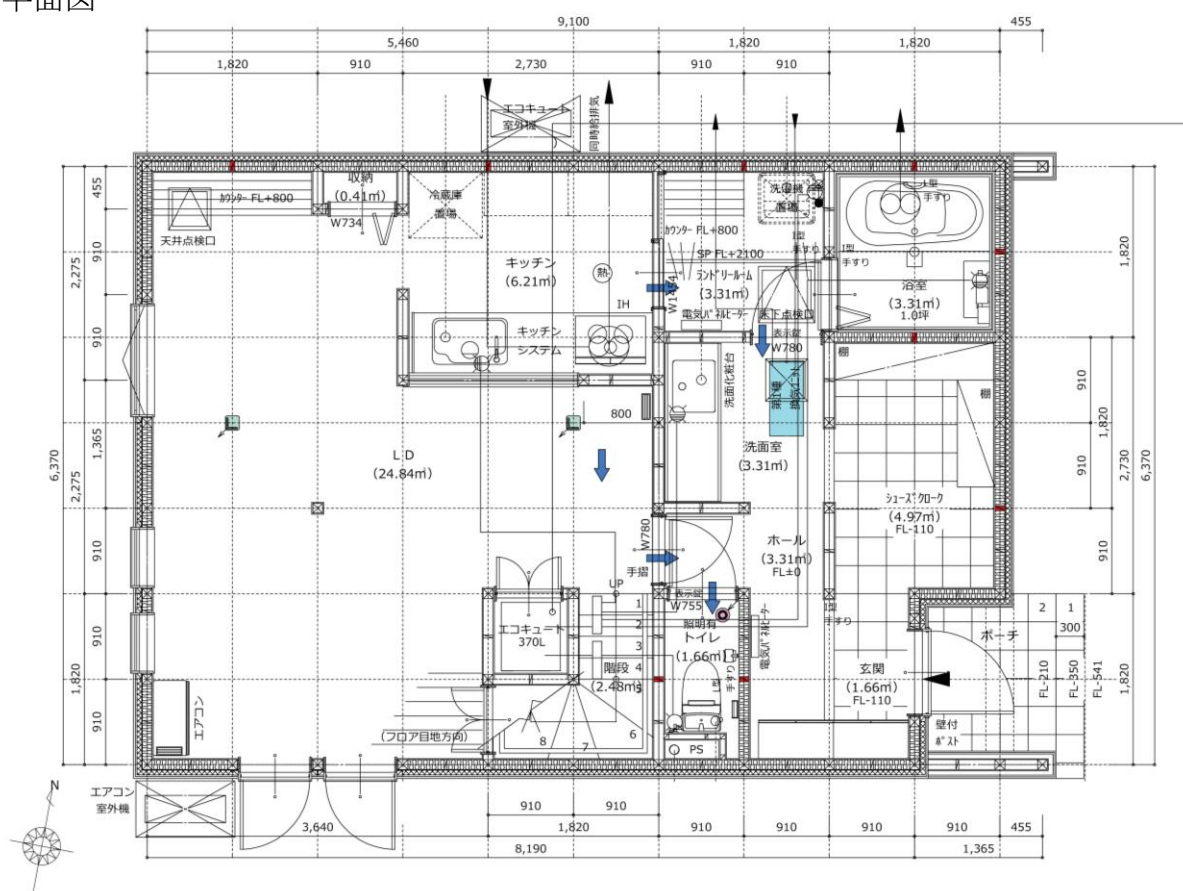




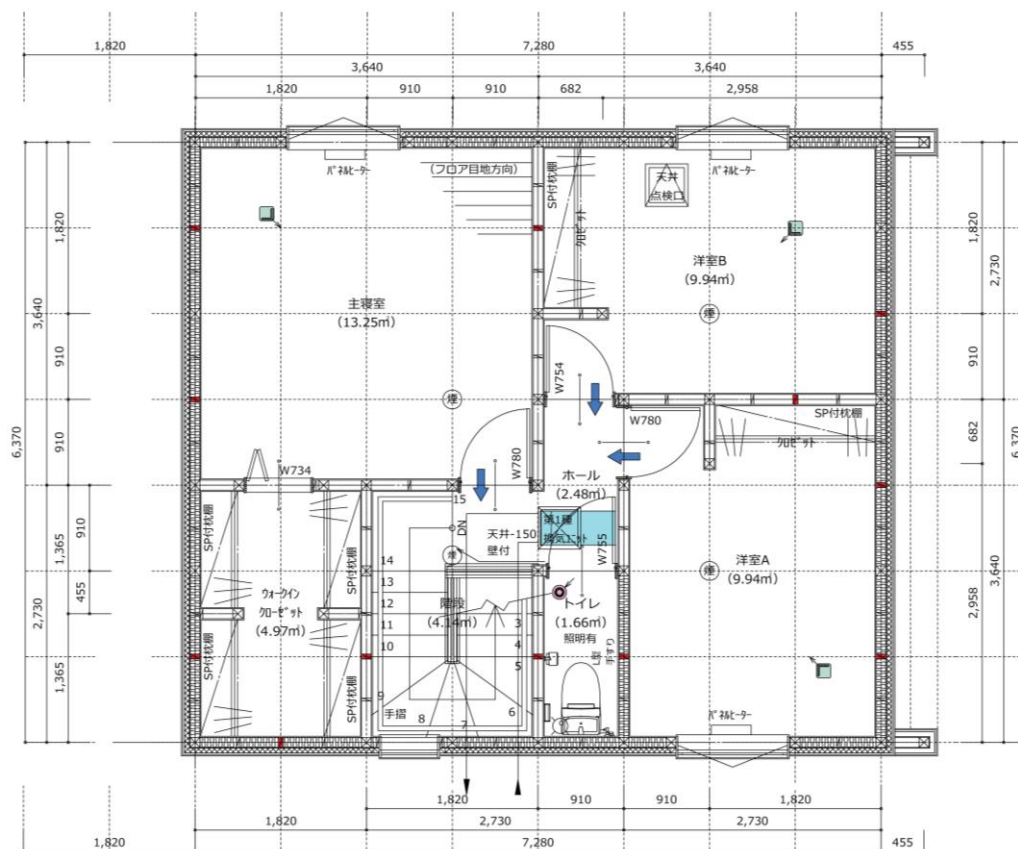
C棟



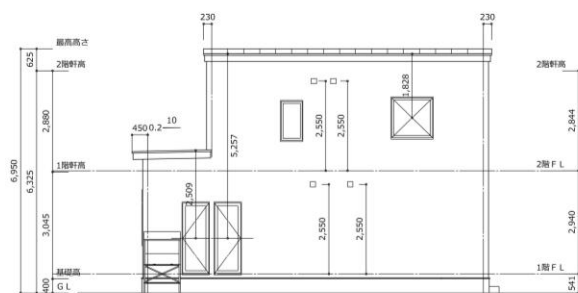
D棟
1階平面図



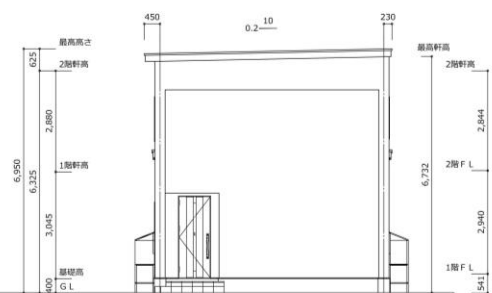
2 階平面図



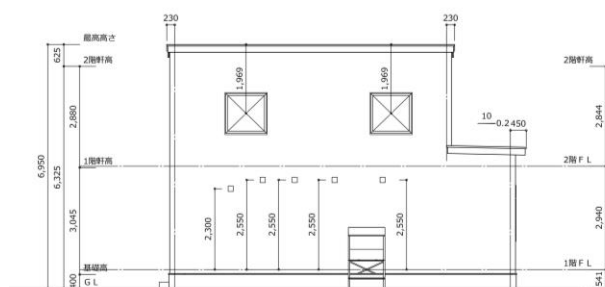
D棟



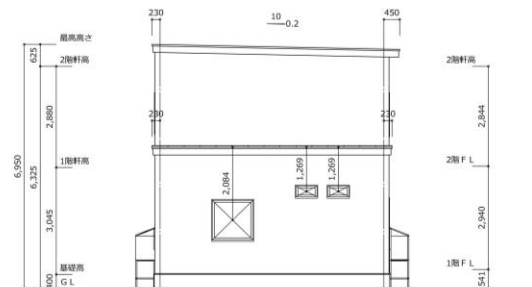
南側立面図 S:1/100



東側立面図 S:1/100



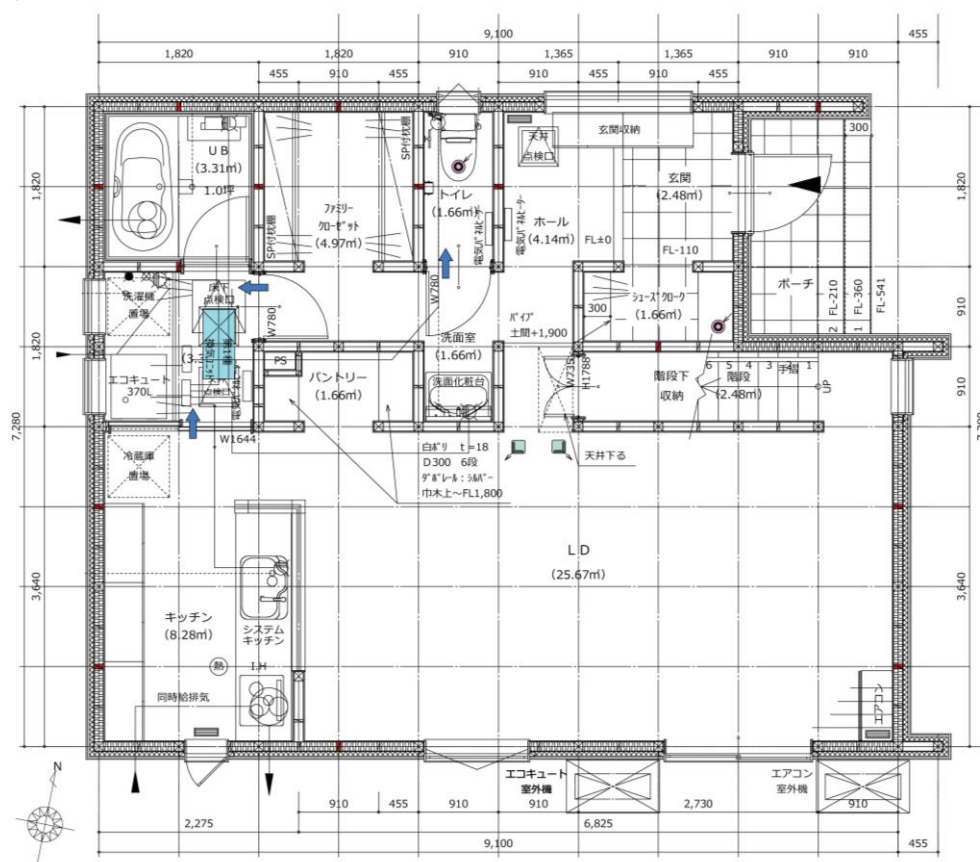
北側立面図 S:1/100



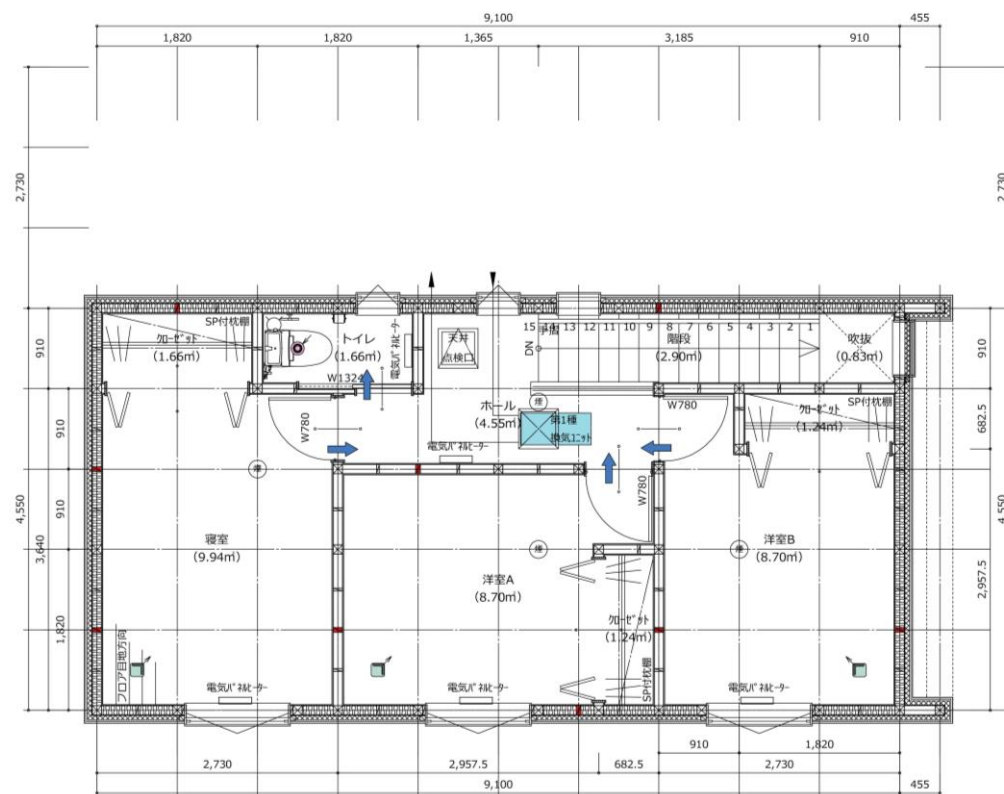
西側立面図 S:1/100



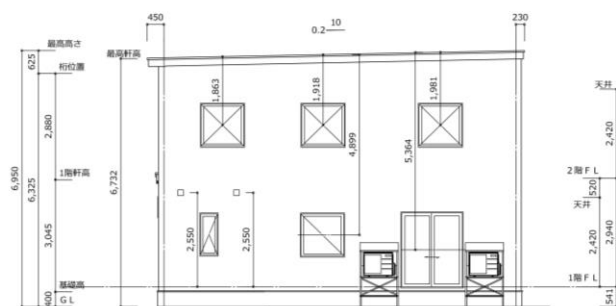
E棟
1階平面図



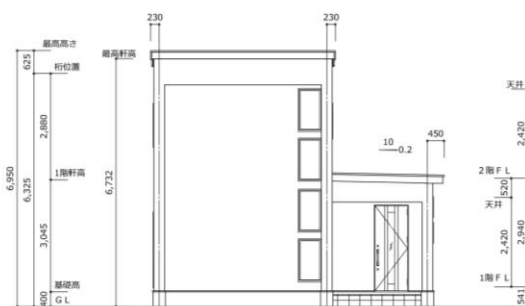
2 階平面図



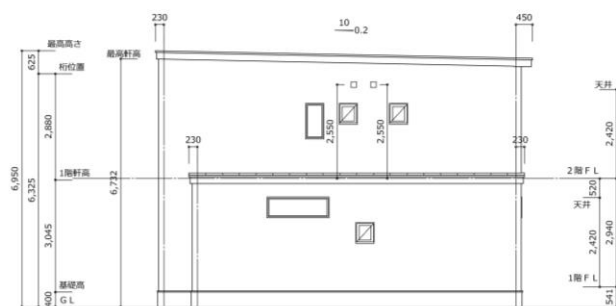
E棟



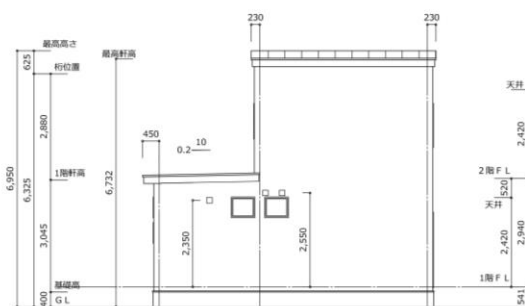
南側立面圖 S: 1/100



東側立面圖 S: 1/100



北側立面圖 S: 1/100



西側立面圖 S: 1/100



財産の取得（学校給食センター厨房機器）に関する資料

1 入札結果

（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札 回数
10,821,580	10,821,580	10,560,000	97.5	令和8年1月30日	1

2 指名業者一覧表

称号または名称	主な営業 品目	営業 年数	従業 員	本社	最近における実績		入札 金額
					事業名等	請負金額	
株式会社 中西製作所 北海道支店	厨房機器	79	635	大阪市	釧路市学校給食センター厨房機器・厨房備品一式	348,000,000	9,830,000
日本調理機株式会社 北海道支店	厨房機器	78	532	東京都	安平町学校給食センター調理機材更新	4,290,000	10,400,000
株式会社 マルゼン 苫小牧営業所	厨房機器	65	838	東京都	苫小牧市第1学校給食共同調理場点検作業	3,000,000	11,000,000
株式会社 まこと商事	事務用品	44	3	厚真町	厚真町総合福祉センター施設備品購入	2,546,500	9,600,000
有限会社 山田商店	金物用品 雑貨用品	68	1	厚真町	厚真町交流促進センターこぶしの湯あつま製氷機購入	519,750	9,900,000
株式会社 北倉	建設資材	19	5	厚真町	厚南地区認定こども園電気設備工事	25,800,000	9,900,000

3 取得する物品仕様

品 名	仕 様	数量	金額(税込)	備 考
1. マイコンスライサー	設置寸法 0.655m×0.965m×0.310m	1	10,560,000	運搬・搬入・設置・撤去費込
2. スライサーシンク	設置寸法 1.680m×0.900m×0.630m	1		
3. 電動ティルティングブレージングパン	設置寸法 1.325m×0.960m×1.665m	2		
4. 電動缶切機	設置寸法 0.230m×0.450m×0.388m	1		

品 名	仕 様	数量	金額(税込)	備 考
5. 移動台	設置寸法 0.900m×0.600 m×0.850m	1		運搬・搬入・設置・撤 去費込
6. エスレンコンテナ	設置寸法 0.643m×0.424 m×0.187m	2		

債務負担行為補正説明資料

1 債務負担行為補正の目的

令和8年4月1日から、現厚南老人デイサービスセンターを高齢者生活福祉センターのサテライト施設として再編し、現行の高齢者生活福祉センターと合わせて指定管理により運営を行うため、債務負担行為を追加するもの。

2 サテライト施設に設置する部門および事業等

(1) 通所介護等部門 サテライト型小規模多機能ホーム「かみあつま」

ア 通いサービス

イ 宿泊サービス（宿泊場所は、小規模多機能ホーム「ほんごう」）

ウ 訪問サービス

(2) 放課後等デイサービスセンター

ア 集団生活への適応訓練等

イ 生活能力の向上のための必要な訓練

3 各施設の介護サービス等の比較

項 目	厚南老人デイサービスセンター	サテライト型小規模多機能ホーム 「かみあつま」
種類	地域密着型通所介護	サテライト型小規模多機能型居宅介護
サービスの 内容	食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練等の利用者に応じた必要なサービスを提供	施設への「通い」を中心として、「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを提供
定員	利用定員 18人	登録定員 18人 (「通い」9人・「宿泊」4人)
利用日時	利用日 月曜日～土曜日 利用時間 10時～16時	利用日 月曜日～日曜日 利用時間 ○通い 10時～16時 ○宿泊 16時～翌日10時
人員配置	・管理者 1人 ・専門員 1人（生活相談支援） ・看護職員 1人 ・介護職員 常時2人（実人数は5人）	・管理者 本体兼務 ・専門員 本体兼務（介護支援） ・看護職員 本体からの支援 ・介護職員 利用者に対し3：1以上で配置 ・訪問サービス従事者 本体が提供
その他	共生型放課後等デイサービスを実施	同左

4 現行の高齢者生活福祉センターの指定管理事項

(1) 公の施設の名称

厚真町高齢者生活福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称及び所在

名称 株式会社 エムリンク札幌（代表取締役 永井 登茂美）

所在 江別市緑町東3丁目111-32

(3) 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

5 債務負担行為補正予算額（限度額）

高齢者生活福祉センター（サテライト）指定管理者委託料 23,600千円

【収支計画】

○収入 (千円)

	令和8年度	令和9年度	計
指定管理料	11,800	11,800	23,600
利用料	13,290	13,290	26,580
計	25,090	25,090	50,180

○支出 (千円)

	令和8年度	令和9年度	計
人件費	7,615	7,615	15,230
事業費	17,475	17,475	34,950
計	25,090	25,090	50,180

【参考】

○厚南老人デイサービスセンターの指定管理料（基本協定締結時点）

	令和8年度	令和9年度	計	指定管理者
指定管理料	19,757	19,775	39,532	社会福祉法人 厚真福祉会

※指定期間の変更（予定）により令和8年度以降の厚真福祉会の指定管理料は発生しない。

債務負担行為説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	5	目	2	事業	262
事業名	スポーツセンター・スタードーム整備事業				所管G		社会教育G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	

◆ 債務負担行為の目的

施設内の消防設備で一部不良があり、対象設備は老朽化により修繕対応が困難であることから、設備の更新を行う。

更新にあたり、機器等の納品に時間を要することが見込まれることから、早期に発注手続き等を行う必要が生じるため、債務負担行為を定める。

別添資料

無

◆ 事業の概要（予定）

1 工事概要

- (1) 消火ポンプ用非常用発電機更新工事
(規格：発電機 三相200V、25kVA、出力30kw)

2 事業期間 令和7年10月から令和9年3月末まで

3 事業費 23,100千円

【事業費の内訳】

- (1) 発電設備機器 8,479千円
- (2) 発電設備工事 7,531千円
(既存撤去、据付、排気管工事等)
- (3) 共通費 7,090千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	1	事業	203
事業名	庁舎管理事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
8,700						8,700			

◆ 補正の目的

執務室および議事堂にエアコンを設置し、議員や来庁者、職員が快適に過ごせる温熱環境を確保し、近年の猛暑に伴う熱中症等の健康リスクを低減することを目的とする。

また、新役場庁舎等の建設計画に伴い、今後予定される高圧受電設備の撤去を見据え、現役場庁舎の電力供給方式を切り替えることを目的とする。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 役場庁舎エアコン設置工事

(1) 設置箇所（予定）

ア	役場本庁舎執務室	2台
イ	役場庁舎別館	2台
ウ	議事堂	1台

(2) 仕様（予定）

7. 1kw壁掛けエアコン

2 現役場庁舎の電力供給方式の切り替え

新役場庁舎建設に伴い、今後、現役場庁舎及び青少年センターに電力を供給している高圧受電設備（キュービクル）を撤去するため、現役場庁舎への電力供給方式を高圧電力から低圧電力に切り替える工事を行う。

補正予算説明資料

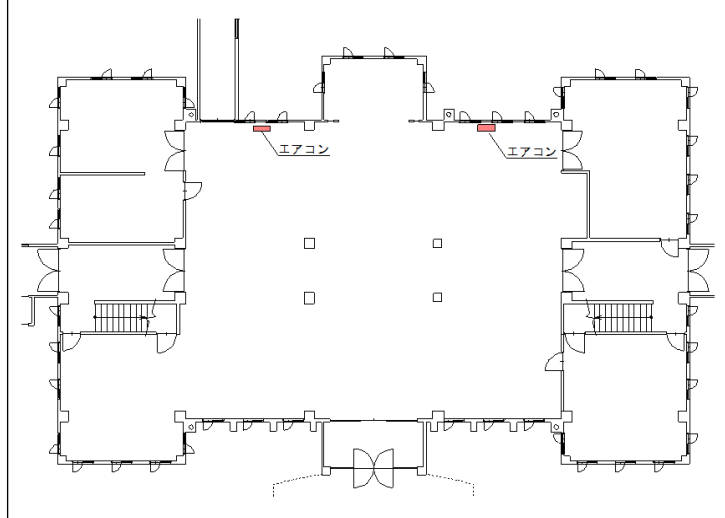
単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	1	事業	203
事業名	庁舎管理事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	

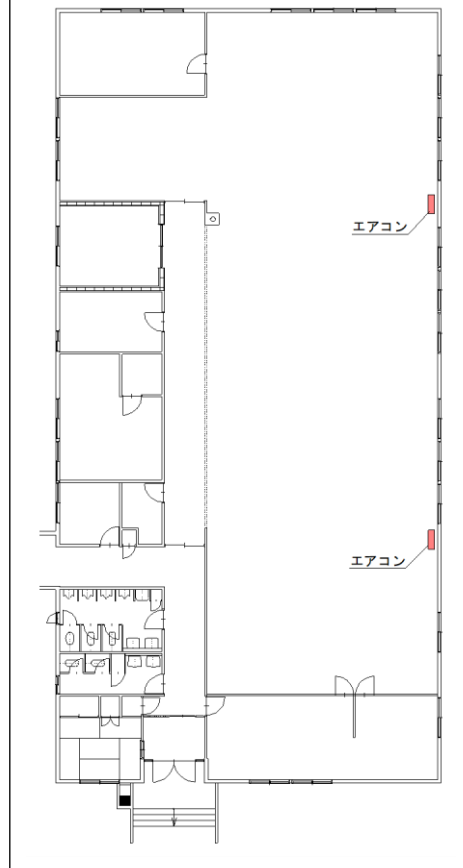
◆ 事業の概要（つづき）

【エアコン設置予定箇所】

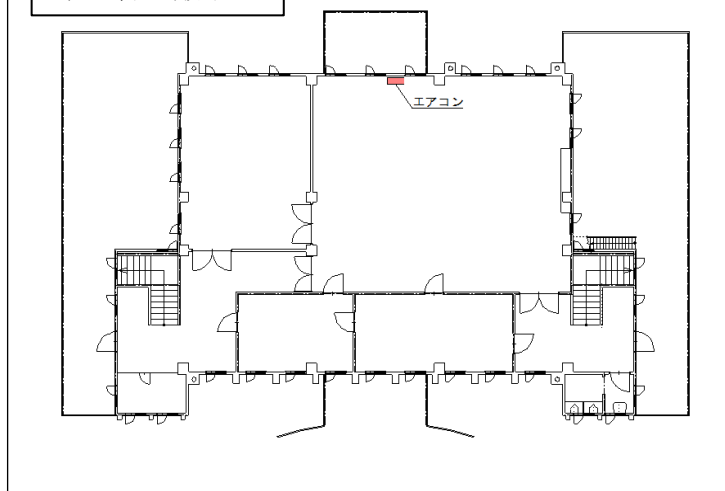
本庁舎1F執務室



別館執務室



本庁舎2F議事堂



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	1282
事業名	庁舎周辺等整備事業				所管G		庁舎周辺等整備推進室		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
5,410						5,410			

◆ 補正の目的

新役場庁舎の執務空間について、職員数や組織改編の変化に柔軟に対応し、業務特性に応じた多様なワークスタイルを実現し、将来拡張性や快適性・安全性も考慮することを目的とする。

また、今後整備予定の文化交流施設や広場、既存の周辺施設について、管理・運営方法等の検討を行うため、専門的知識を有する人材を招聘することを目的とする。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 新役場庁舎のレイアウト等の作成

【業務内容】

(1) 令和7年度

ア 新役場庁舎内のレイアウトプランニング（令和8年度まで）

イ 現役場庁舎等現況調査

(2) 令和8年度

ア 移転計画の策定

イ 物品入札仕様書の作成

2 施設等の管理・運営に関する専門的知識を有する人材の招聘

総務省の「地域プロジェクトマネージャー制度」を活用し、施設等の管理・運営に関する専門的知識を有する人材を招聘し、実施設計段階から管理・運営方法等の検討を行う。

【募集概要（予定）】

(1) 任用人数 1名

(2) 任用期間 令和7年12月上旬から令和8年3月末まで（最大3年間任用）

(3) その他 地域要件等については、「地域プロジェクトマネージャー制度」に準じる。

※ 地域プロジェクトマネージャーに係る報償費等（本人に対して支給される経費に限る）については、6,800千円／人を上限に特別交付税措置

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	324
事業名	臨海施設ゾーン活性化事業				所管G		企画調整G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
8,000				8,000		0		頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金 8,000	

◆ 補正の目的

令和7年7月に開催されたJ P S A一般社団法人日本プロサーフィン連盟のS. L E A G U Eや令和7年8月に開催された厚真町長杯の様子を見た多くの企業から臨海ゾーン活性化に資する企業版ふるさと納税寄附の申し出を受けている。それらを活用し、浜厚真海岸周辺の環境整備や今後のイベント開催に向けた備品整備等を行う。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 事業内容

活性化イベント開催支援補助金

今年開催された2大会の影響もあり、今後予定されている民間サーフイベント等でも多くのサーファーの来場が見込まれるほか、次年度以降も同様のイベント開催が見込まれ、臨海ゾーンの環境整備やイベント開催に必要な備品等の整備に係る費用を補助する。

2 予算内訳

活性化イベント開催支援補助金

8,000千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	1303
事業名	ゼロカーボン推進事業				所管G		政策推進G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
6,384		6,384				0			

◆ 補正の目的

今回の補正予算は、本年8月19日付で北海道の補助事業である「ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業」の補助採択が決定したため、それに伴いオフグリッドハウスの機能性拡充などの事業内容変更を行うものである。具体的には、オフグリッドハウス実証棟整備事業の実施にあたり、より充実した機能性を確保するためエネルギーの移動モデルとして水処理循環設備機器類及び再エネ設備規模拡大などの施設拡充を行う。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 事業内容

震災時に仮設住宅として利用したトレーラーハウスを改修し、エネルギー及び生活水のオフグリッド化などゼロカーボン化による住環境の快適性の検証及び災害時のBCPとしての機能検証を行う。

(1) 改修施設 上厚真リモートワークハウスD棟（トレーラハウス）1棟

(2) 主な事業拡充内容

ア 発電設備

当初：屋根置き太陽光発電設備 計2.5KW

変更：屋根置き1.9KW＋壁付1.6kw 計3.5KW

イ 蓄電設備

当初：電気自動車20KW以上＋蓄電池3kwh

変更：電気自動車20KW以上＋蓄電池5kwh

ウ 水処理循環設備

当初：水処理装置＋水処理タンク300L

変更：水処理装置＋濾過フィルター装置＋水処理タンク500L

エ 汚水処理

当初：バイオトイレ（一般品）

変更：バイオトイレ（寒冷地用・消臭仕様）

オ 建築改修

当初：機械室等設備スペースとして1室使用

変更：一部床上げにより機械室等設備スペースを確保（居住性向上）

(3) 補正額 6,384千円

参考 当該事業当初予算額 20,000千円

当該事業補正後予算額 26,384千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	1	目	5	事業	214
事業名	総合福祉センター整備事業				所管G		福祉G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
10,000						10,000			

◆ 補正の目的

総合福祉センター大集会室にエアコンを設置し、利用者が快適に過ごせる温熱環境を確保し、近年の猛暑に伴う熱中症等の健康リスクを低減することを目的とする。

別添資料

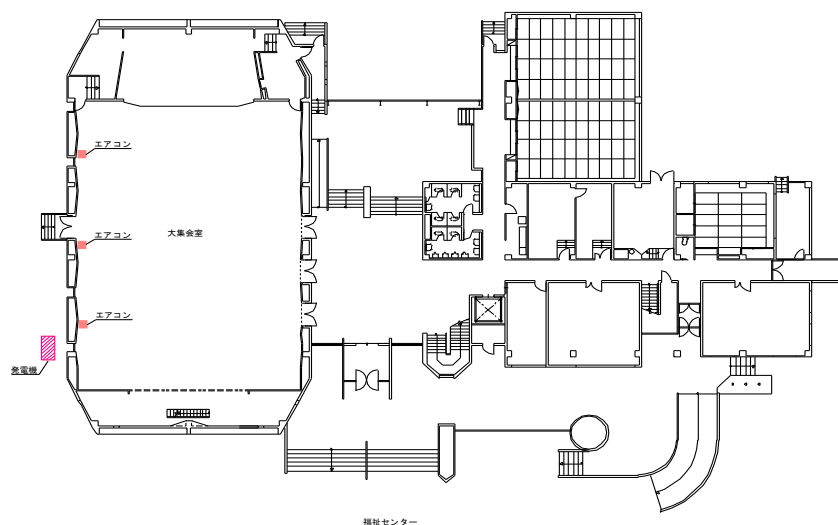
無

◆ 事業の概要

1 エアコン設置工事 10,000千円

総合福祉センター大集会室にエアコンを設置する。現状の電源盤では電力容量が不足するので、新たに専用の電源盤を設置し、使用期間中（7月から9月の3カ月を想定）は発電機をレンタルし電力を供給する。

- (1) エアコン（床置形）及び室外機の設置 3台
- (2) 電気設備工事（電源盤） 一式
- (3) 幹線撤去・サッシ改修工事 一式
- (4) 発電機レンタル料（今回未計上）
- (5) 燃料費（軽油）（今回未計上）



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	4	目	3	事業	848
事業名	子育て支援住宅建設事業				所管G		政策推進G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
5,000						5,000			

◆ 補正の目的

上厚真子育て支援住宅造成工事敷地内において、旧公園の排水施設と思われる埋設排水管等の残置排水施設及び金網フェンスが、現在施工中の工事に支障あることが確認されたため、その撤去を行う。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 上厚真子育て支援住宅造成工事敷地内において、以下の支障物等の撤去を行う。

- (1) 残置排水施設撤去・運搬処分
埋設配管（コンクリート管） 延長 約 1 1 8 m
- (2) 金網フェンス撤去・運搬処分
金網フェンス 延長 約 8 1 m

2 補正予算額 5, 0 0 0 千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	4	目	3	事業	1418
事業名	中間管理住宅整備事業				所管G		都市施設G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
7,000	3,500		2,600			900			

◆ 補正の目的

中間管理住宅リフォーム工事において、当初事業費予算を見込みで計上していたが、今年度公募によって空き家住宅を選定し契約締結後の建物調査の結果、想定以上に建物構造が脆弱なことが判明し、構造的な変更が生じたため、その予算について補正する。

※「中間管理住宅」…空き家をリフォームし希望者に賃貸する住宅

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 事業場所 厚真町字上野184の2

2 補正理由

契約締結後に実施した建物調査の結果、構造が想定以上に脆弱で安全性確保のための補強工事が必要となったほか、断熱材の経年劣化や建物の不陸が確認され、断熱性能の回復および床面の調整が不可欠となった。加えて、建設資材価格の高騰により、現行予算では必要な改修工事を実施できない状況となったため、補正を行うものである。

3 補正予算額内訳

(千円)

節	細節	予算必要額	当初予算額	補正予算額
①委託料	実施設計委託料	0	2,336	-2,336
②委託料	工事監理委託料	0	944	-944
③工事請負費	中間管理住宅改修工事	22,001	11,721	10,280

計 7,000

※建設工事発注支援委託業務を活用するため、上記の①、②を減額する。

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	4	目	4	事業	257
事業名	厚南会館整備事業				所管G		上厚真支所		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
9,800						9,800			

◆ 補正の目的

厚南会館大集会室へのエアコン設置し、利用者が快適に過ごせる温熱環境を確保し、近年の猛暑に伴う熱中症等の健康リスクを低減することを目的とする。

別添資料

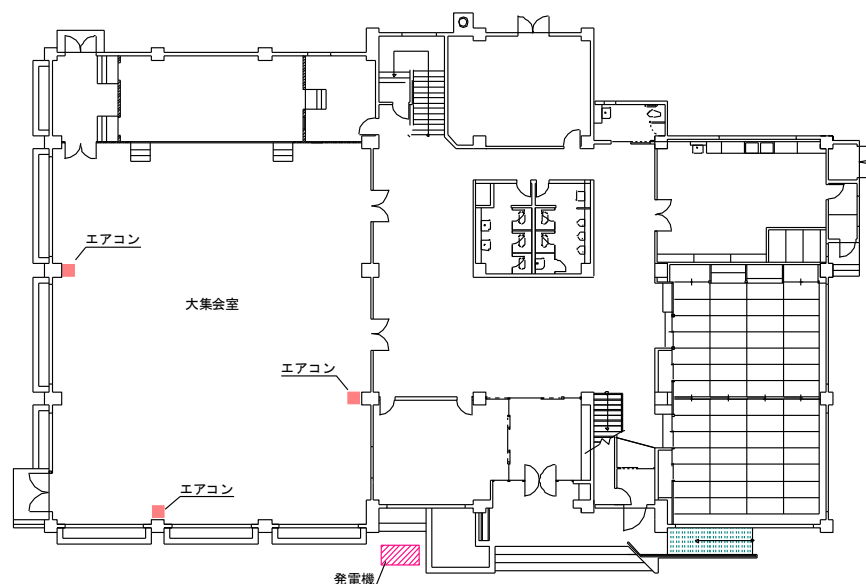
無

◆ 事業の概要

1 エアコン設置工事 9,800千円

厚南会館大集会室にエアコンを設置する。現状の電源盤では電力容量が不足するので、新たに専用の電源盤を設置、使用期間中（7月から9月3カ月を想定）は発電機をレンタルし電力を供給する。

- (1) エアコン（床置型）及び室外機の設置 3台
- (2) 電気設備工事（電源盤） 一式
- (3) 幹線撤去工事 一式
- (4) 発電機レンタル料（今回未計上）
- (5) 燃料費（軽油）（今回未計上）



北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
本則（略） 別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		本則（略） 別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
檜山振興局 <u>(10)</u>	(略)、檜山広域行政組合 _____、北部桧山衛生センター組合	檜山振興局 <u>(11)</u>	(略)、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
(略)	(略)	(略)	(略)
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、檜山広域行政組合 _____、北部桧山衛生センター組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合（略）

北海道市町村職員退職手当組合同規約新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
本則 (略) 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び 広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合		本則 (略) 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び 広域連合 (1) 市町村 (略) (2) 一部事務組合及び広域連合	
区分	一部事務組合及び広域 連合	区分	一部事務組合及び広域 連合
石狩管内～渡島管内	(略)	石狩管内～渡島管内	(略)
檜山管内	北部桧山衛生センター 組合、南部桧山衛生処 理組合	檜山管内	北部桧山衛生センター 組合、南部桧山衛生処 理組合、江差町・上ノ
	、檜 山広域行政組合		国町学校給食組合、檜 山広域行政組合
後志管内～根室管内	(略)	後志管内～根室管内	(略)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表

改 正 後	改 正 前
本則 (略) 別表第1 (略) 桂沢水道企業団 檜山広域行政組合 (略)	本則 (略) 別表第1 (略) 桂沢水道企業団 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)